

宝塚市地域防災計画の主な修正内容について

宝塚市地域防災計画は、平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成9年度（1997年度）に従来の計画を全面的に見直した結果、大幅なページ増となった。

また、平成14年度（2002年度）に、第5編である大規模事故災害など対策計画編を策定したことにより、4分冊5編立てとした。

平成24年度（2012年度）は、先の全面改定から14年が経過したことから、改めて、宝塚市における災害の規模及び形態並びに都市基盤、社会情勢、生活環境及び市民ニーズの変化といった宝塚市の特性を考慮し、国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画などとの整合を図るとともに、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の教訓を反映するため、本計画の見直しを行う。

1 計画の基本方針の見直し

(1) PDCAサイクルを活用した実効性の高い計画への見直し

宝塚市は、地域防災計画に定める防災対策の進捗を図るため、地域防災計画とは別に災害予防計画の各対策項目に係る進行管理計画を策定し、その進捗状況と情勢の変化を踏まえながら、PDCAサイクルを活用し、当該対策項目の実効性を高めるよう努めることを記載する。

〔第1編第1部第1章第2節〕P11

(2) 地域防災力向上のための多様な主体間の連携強化と役割分担

ア 災害の発生時には、行政による対策「公助」には制約があることから、市民一人ひとりが自らの身の安全は自らが守る「自助」、また、発災初期における、地域ぐるみで消火・救助・救援活動を行う「共助」を適切に組み合わせ合わせた取組を推進することを記載する。

〔第1編第1部第1章第2節〕P11

イ 多様な主体が相互に連携しながら、協働して防災の取組を推進すること。また、この場合において、男女共同参画の視点から、防災に関する意思決定の場における女性や高齢者、障がい者など多様な人材の参画を推進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営などの対策面において、女性や子育て家庭及び災害時要援護者のいる家庭のニーズに配慮することを記載する。

〔第1編第1部第1章第2節〕P11

ウ 阪神・淡路大震災の経験を風化させず、またその他の災害の教訓を継承し、地域における防災・減災の知識を育み、自助における取組をより充実させることを記載する。

〔第1編第1部第1章第2節〕P11

2 地域防災計画で扱う災害の範囲の見直し

地域防災計画により対応を図る災害について、同時に発生するような複合災害の可能性についても留意することを記載する。

〔第1編第1部第1章第2節〕 P12

3 地域防災計画の進行管理の追加

宝塚市は、地域防災計画とは別に、災害予防計画の各対策項目に関し、その責任担当部、必要な措置、連携の基本方針及び取組期間の目安を進行管理計画として策定することを記載するとともに、宝塚市防災会議は、宝塚市から進行管理計画について報告を受け、その承認をし、また、宝塚市防災会議（宝塚市防災会議に設置する専門委員を含む。）は、各対策項目の進捗状況の把握及び情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて当該対策項目全体の見直しを行うための取組を実施することを記載する。

〔第1編第1部第1章第4節〕 P16

それに伴い、第1編「総則・災害予防計画編」第2部「災害予防計画」各節の計画内容に定める事業期間のめやすについては、地域防災計画書から削除する。

4 新たな被害想定の根拠となる災害の見直し

(1) 地震被害想定の見直し

地震被害想定を発生確率から、より現実的な内陸直下型地震の被害想定とし、地震被害対策のさらなる推進を図る。

ア 「活断層の活動によるM6.9クラスの地震は全国どこでも起こりうる。」との考え方により市役所直下で伏在断層が動いた場合の地震被害想定結果を記載する。

〔第1編第1部第3章第1節〕 P38

イ その他宝塚市に影響を与える可能性が高い地震として、次の2つの内陸部地震及び1つの海溝型地震についても、地震調査研究推進本部調査委員会の長期評価とともに記載する。

〔第1編第1部第3章第1節〕 P41

- 有馬－高槻断層帯地震
- 上町断層帯地震
- 南海地震

(2) ゲリラ豪雨などの記載

近年、「集中豪雨」や「局地的大雨（ゲリラ豪雨）」による災害が注目されていることから、「集中豪雨」及び「局地的大雨（ゲリラ豪雨）」について記載し、水害対策のさらなる推進を図る。

〔第1編第1部第3章第2節〕 P46

5 兵庫県地域防災計画の修正（平成24年6月）を踏まえた見直し

(1) 応援・受援体制の整備（応援・受援マニュアルの作成）

関西広域連合が作成する「関西広域応援・受援要綱（仮称）」などを参考に、
応急対応時から復旧・復興までを見据えた「応援・受援マニュアル」を整備
することを記載する。 [第1編第2部第1章第4節] P75

(2) 平成21年台風第9号災害など最近の災害の教訓を踏まえた見直し

ア 情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の
派遣情報連絡員、緊急災害対策派遣隊の応援内容、要請プロセスなどの派
遣システムを記載する。

[第1編第2部第1章第4節] P74・[第2編第1部第1章第2節] P27

イ 大規模災害が発生した際、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員など
を派遣して、被災者対策など兵庫県内の市町が行う応急対策について支援
し、被災地の早期復旧に資するため、「ひょうご災害緊急支援隊」を発足す
ることを記載する。 [第1編第2部第1章第4節] P74

(3) J-アラート（全国瞬時警報システム）を活用した災害情報の伝達体制の構築

消防庁から発信される J-アラートについて、防災行政無線などを活用す
るなどにより、災害情報を瞬時に地域に伝達する仕組みを構築することを記
載する。 [第1編第2部第1章第3節] P71

(4) 指定地方公共機関の追加

宝塚市内の道路輸送機関及び県内の医療関係機関を追加する。

[第1編第1部第1章第5節] P23

<追加機関>

（道路輸送機関） 阪神バス（株）

（医療関係機関） （社）兵庫県看護協会、（社）兵庫県歯科医師会、
（社）兵庫県薬剤師会及び（社）兵庫県獣医師会

6 東日本大震災の教訓を踏まえた見直し

(1) 男女共同参画の視点の記載

ア 災害対策における女性参画

○ 防災に関する会議への参画や女性の地域防災活動への参画を促進す
る旨記載する。 [第1編第2部第1章第4節] P74

○ 消防団への女性層の入団促進を推進し団員確保に努め、組織の活性化
を図ることを記載する。 [第1編第2部第4章第1節] P174

イ 避難所における生活環境改善や女性ニーズへの配慮

○男女共同参画の視点を重視した避難所運営を行うことを記載する。

〔第1編第2部第3章第3節〕P141・〔第2編第1部第4章第3節〕P242

- 避難所の開設に必要な物資の選定に当たっては、乳幼児・高齢者用の物資への配慮や、男女のニーズの違いなどにも配慮することを記載する。

〔第1編第2部第3章第3節〕P142

- 学校施設を避難所として使用する場合の住環境整備として、被災者のプライバシーの保護、男女のニーズの違いへの対応などについて配慮を行うことを記載する。

〔第1編第2部第3章第3節〕P142

ウ 女性などの災害に脆弱な人々に対する研修、訓練の実施

女性などの災害に脆弱な人々に対し、必要な防災知識が得られるよう適切な研修及び訓練を実施することを記載する。

〔第1編第2部第5章第1節〕P183

(2) 広域的市町村相互応援協定の締結

近隣の市町村に加えて、大規模な地震災害などによる同時被災を考慮して、遠方に所在する市町村との災害時相互応援体制の整備・強化を図ることを記載する。

〔第1編第2部第1章第4節〕P75

(3) 燃料の調達確保に関する環境整備など

輸送用燃料（ガソリンなど）の確保及びその供給方法について、応援協力協定の締結をすすめるとともに、燃料不足時における対応についても検討を行うことを記載する。

〔第1編第2部第1章第5節〕P79

(4) 長周期地震動への対策

東日本大震災では、震源から遠く離れた地域においても、長周期地震動によって建物に被害が発生したケースが見られた。

宝塚市においても近年高層建築物が増えてきていることから、建物所有者や住民に対して長周期地震動への対策を啓発することを記載するとともに、特に高層建築物については、長周期地震動の危険性や、家具の転倒、落下、移動防止などの重要性を広く市民に周知し、高層階における室内安全対策を推進することを記載する。

〔第1編第2部第2章第3節〕P114・P124

(5) 液状化に関する情報の収集

埋立地や旧河道などの液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベースの充実などに努めることを記載する。

〔第1編第2部第2章第3節〕P116

7 宝塚市の特性を踏まえた見直し

(1) 社会環境の特性の見直し

宝塚市の人口及び世帯並びに流入出入口について、平成22年国勢調査の結果を基に修正するとともに、宝塚市を訪れる観光客についての記載を追加

する。

〔第1編第1部第2章第2節〕P34・P35

(2) 災害時要援護者の定義の整理

災害時要援護者を「高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児及び日本語が理解できない外国人など災害発生時に一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人」と定義する。〔第1編第1部第1章第2節〕P11

(3) 避難所に避難しない、又は避難できない被災者への対策の検討

避難所に避難せずに、又は避難できずに自宅などに留まっている被災者の状況把握及び支援の方法についての検討を行うことを記載する。

〔第1編第2部第3章第3節〕P142・〔第2編第1部第4章第3節〕P243

(4) 観光客など帰宅困難者を支援する体制の整備

地震などにより交通機能が停止した場合に、多くの観光客などが宝塚市内から市外の自宅に帰ることができない帰宅困難者となるため、日頃から関係機関、市民、観光施設、事業所などへの意識啓発に努めるとともに、市として支援の体制を推進することを記載する。

〔第1編第2部第3章第3節〕P145

ア 帰宅困難者の心得の普及

イ 帰宅情報の入手・伝達方法の確立

ウ 徒歩帰宅者への支援体制の整備

エ 物資の配備に対する意識啓発

(5) ライフライン施設及び市有建築物耐震化事業の推進

上下水道施設及び市有建築物耐震化事業の推進及び耐震化の状況について記載する。

〔第1編第2部第2章第2節〕P100・〔第1編第2部第2章第3節〕P112

8 その他

(1) 防災会議の強化

地域防災計画に定める予防・応急・復旧の各計画を推進し、より実効性あるものとするため、宝塚市防災会議に専門委員などを適宜設置することを記載する。

〔第1編第2部第1章第4節〕P74

(2) 計画内容の記載方法の変更

第1編「総則・災害予防計画編」第2部「災害予防計画」各節に記載する計画内容については、表による方法から項目に掲げる方法に改める。

